

三和地区人口世帯数 令和6年10月末現在
《人口》 9,217人(前年同月比 -209人)
《世帯数》 4,795世帯

令和7年度(6年分)市・県民税の申告

市・県民税の申告受付を次のとおりおこないます。
申告は、会場に出向かないで済む「郵送申告」が
便利です。詳しくは右をご覧ください。 →→→→

○三和地区の申告受付日程○

【期日】 **2/3(月)～2/10(月)**
10:00～16:00

【会場】三和地域センター3階大会議室

※当日8時45分から会場前にて受付番号札を
配付します。(受付可能人数 各日160人)

★ご注意★

三和地域センター1階窓口では受付していません。

○地区ごとの受付日があります○

三和地区以外の日程は、広報ながさき1月号をご覧ください。

期日	地 区
2/3 (月)	川原・宮崎
2/4 (火)	蚊焼
2/5 (水)	為石・椿が丘・布巻・藤田尾
2/6 (木) 2/7 (金)	【事業所得等受付日】 ※税務署職員による受付 事業所得等があるかたは、この日 にお越しください。
2/10 (月)	晴海台・長瀬



郵送申告にご協力ください

～混雑を避けご自宅から申告できる！～

「令和7年度(令和6年分) 市・県民税の申告について
(お知らせ)」を参考に申告書を作成し、次の必要書類
とともに市民税課に送付してください。

- 申告書
- マイナンバー確認及び本人確認書類(写)
- 源泉徴収票など収入が分かる書類
- 控除関係書類(医療費控除の明細書[内訳書]、
障害者手帳(写)、生命保険料控除証明書など)

※書類に不備があった場合は、電話連絡や書類を返却させて
いただくことがあります。

おいせ

スマホなどからホームページで
個人市県民税の試算と申告書の
作成ができます

令和7年2月公開予定

給与や年金の源泉徴収票の内容や、所得の状況などを
入力していただくことで、個人市民税・県民税の税額の
試算や「市民税・県民税申告書」の作成ができます。

下のURLまたは二次元バーコードをご参照ください。
※所得税の確定申告書や分離課税用の申告書は作成できません。
※ホームページ上からデータ送信はできません。印刷後、必要
書類を添付して市民税課へ郵送してください。

【申告書送付先】

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号
長崎市役所市民税課
(個人課税1～3係) ※市庁舎3階

[https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/
130000/134000/p029279.html](https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/130000/134000/p029279.html)

市・県民税の申告についての情報は、
ホームページをチェック！



【問合せ先】長崎市役所 市民税課(☎095-829-1427)

●所得税の確定申告をされるかた●

□所得税の確定申告受付は、税務署が別の日程で実施します。なお、税務署への提出が困難なかたは、
マイナンバーカードによる「スマホからの申告」等をご利用ください。

□なお、**三和会場の税務署職員による受付(2/6、2/7)は、事業所得等があるかたを優先しています。**
年金収入のみや還付申告のかたは、ご自分のお住まいの地区の受付日をご利用ください。

※所得税の確定申告に関することは、

国税相談ナビダイヤル(☎0570-00-5901)または長崎税務署(☎095-822-4231)へお問合せください。

あわてないで！今の健康保険証は有効期限まで使えます

健康保険証は新たに発行されませんが、今お持ちの健康保険証は有効期限まで使用できます。
(有効期限のない保険証は、原則として令和7年12月1日まで使えます。)

有効期限後は、「マイナ保険証」(健康保険証利用登録したマイナンバーカード)
または加入する健康保険が発行する「資格確認書」を利用することとなります。



あなたの疑問にお答えします

Q 「資格確認書」とはどんなもの？

A 健康保険証の代わりとなるものです。

原則としてマイナ保険証をお持ちでないかたに、加入する健康保険から交付されるもので、健康保険証(マイナ保険証)と同様、**医療機関等を受診することができます。**

※「資格情報のお知らせ」(資格情報通知書)とは別のものです。

Q マイナンバーカードをもたなくても医療機関の受診はできる？

A 「健康保険証(有効期限内のもの)」または「資格確認書」をご利用ください。

「資格確認書」は、現行の健康保険証の有効期限までに、加入する健康保険から交付されます。

(加入する健康保険によっては「マイナ保険証」をお持ちのかたにも交付される場合があります。)

Q マイナンバーカードはもっていますが健康保険証利用登録をしていません

A マイナンバーカードで医療機関等を受診するためには、**健康保険証利用登録が必要です。**

医療機関等の窓口またはスマホ(マイナポータル)から登録することができます。

なお、保険証利用登録をしていなくても、お持ちの健康保険証の有効期限までに交付される「資格確認書」でこれまでどおり医療機関等の受診はできます。

Q 有効期限までに健康保険証を失くしてしまったらどうなるの？

A 健康保険証は再交付されません。マイナ保険証をお持ちでないかたは、加入する健康保険窓口で**保険証の代わりとなる「資格確認書」の交付申請をしてください。**

なお、マイナンバーカードをお持ちのかたは、健康保険証利用登録をすることで「マイナ保険証」として医療機関等の受診ができます。

Q マイナ保険証(マイナンバーカード)を失くしてしまいました

A **まずはカード機能を停止する必要がありますので、マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178 音声ガイダンス2番)へ連絡してください。**

次に、**マイナンバーカードの再発行は地域センターでのお手続きとなります。**その際、失くしたと思われる場所が屋外(自宅以外)の場合は、事前に警察へ遺失届を出していただき、遺失届受理番号の控えをご持参ください。再発行は原則有料で、最短でも1週間程度かかります。

なお、マイナ保険証がなくても、有効期限内の健康保険証を利用することができます。

● 健康保険の問合せ先 ●

長崎市国民健康保険のかた ▶ 国民健康保険課 給付係 (☎095-829-1136)

後期高齢者医療保険のかた ▶ 後期高齢者医療室 (☎095-829-1139)

※社会保険などのかた

ご自身が加入されている健康保険・事業所等へお尋ねください。

マイナンバーカードに関する

● 問合せ先 ●



住民情報課

(☎095-829-1424)

【発行元】長崎市三和地域センター

〒851-0403

長崎市布巻町111番地1

TEL:095-892-1111

E-mail sanwa@city.nagasaki.lg.jp

三和地域センターホームページは
随時更新中です。
地域の情報など、発信したい方は
お気軽にご相談ください！



SANWA
NEWS!